

# 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

## グループホーム一期一会のえにし 重要事項説明書

当事業所は、ご利用者様に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 一期一会トータルケア株式会社
- (2) 法人所在地 静岡県島田市牛尾628番地の5
- (3) 代表者氏名 丹野 啓二
- (4) 設立年月日 平成23年7月12日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所種類 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護  
介護保険事業者番号 第2295400085号

- (2) 事業の目的

グループホーム一期一会のえにしが行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、ご利用者様に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的としています。

- (3) 事業所名 グループホーム一期一会のえにし
- (4) 事業所所在地 静岡県島田市向谷4丁目1008番地の1
- (5) 電話番号 0547-54-4124
- (6) 管理者氏名 森下 友哉
- (7) 運営方針

1. 当事業所は、ご利用者様の有する能力に応じ、自立支援介護理論を踏まえた生活機能訓練及び日常生活上の支援を（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づいて行い、心身機能の向上及び維持に努めます。
2. 当事業所は、明るく笑顔の絶えない家庭的な雰囲気づくりに重点を置き、ご利用者様がにこやかに個性豊かに過ごすことができるよう、サービス提供に努めます。
3. 当事業所は、市、居宅介護支援事業者及びその他保健医療福祉サービス提供事業者と密接な連携を行い、地域との結びつきを重視した運営に努めます。

- (8) 開設年月日 平成26年3月15日
- (9) 利用定員 18名（1階ユニット9名・2階ユニット9名）
- (10) 敷地及び建物

敷地	977.68㎡
建物	構造 鉄骨造
	延床面積 540.50㎡（1階267.63㎡・2階272.87㎡）

- (11) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
居室	18室	10.08㎡～10.38㎡	ナースコールを完備しております。
居間兼食堂	2室	61.43㎡	ゆとりある空間を確保しております。
トイレ	8室	1.28㎡～3.20㎡	車椅子の方でも安心してご利用頂けるトイレを4室設けております。

浴室	2室	9.30 m <sup>2</sup>	檜の個浴槽を設けております。
脱衣室	2室	8.37 m <sup>2</sup>	エアコンを完備しております。
洗濯室	2室	6.44 m <sup>2</sup>	洗濯機2台を完備しております。
パワーリハビリテーション室	1室	11.83 m <sup>2</sup>	運動機器3機を完備しております。
エントランスホール	1室	14.82 m <sup>2</sup>	
事務室	2室	7.41 m <sup>2</sup> ～9.65 m <sup>2</sup>	
職員更衣室	1室	11.83 m <sup>2</sup>	
リネン室	1室	6.78 m <sup>2</sup>	

(12) 第三者評価の実施

実施の有無	あり
直近の実施年月日	令和5年11月
実施した評価機関の名称	運営推進会議を活用した外部評価
評価結果の開示状況	

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業実施地域：島田市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	24時間

### 4. 職員の配置状況及び勤務体制

当事業所では、ご利用者様に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	配置人員	勤務体制	業務内容
管理者	常勤兼務1名 介護職員を兼務	8:30～17:30	事業所の管理運営
介護支援専門員	常勤兼務1名 計画作成担当者及び 介護職員を兼務	8:30～17:30	認知症対応型共同生活 介護計画の作成
計画作成担当者	常勤兼務1名 介護職員を兼務	8:30～17:30	認知症対応型共同生活 介護計画の作成
介護職員	常勤兼務2名以上 常勤専従6名以上 非常勤専従若干名	8:30～17:30 7:00～16:00 11:00～20:00 16:30～9:30	介護業務

※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

### 5. 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービス内容
1. 食事	栄養バランスとご利用者様の身体状況に配慮した食事を提供するとともに、食欲がわく環境づくりにも配慮します。
2. 入浴	ご利用者様の状況に応じて、入浴又はシャワー浴を行います。安全で楽しく心休まる入浴を心掛け、清潔と整容の維持に努めます。
3. 排泄	ご利用者様の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

4. 健康チェック	体温・血圧・脈拍の測定等を行い、ご利用者様の全身状態の把握を行います。
5. 機能訓練	ご利用者様の心身機能向上及び維持のため、「体力」「機能」「意欲」「環境」に着眼した認知症対応型共同生活介護計画を作成し、これに基づいてサービス提供を行います。 「体力」…水分摂取量と栄養状態に気を配り、個々のご利用者様の状況に応じて嗜好品の提供を行います。 「機能」…運動機器訓練及び生活機能訓練を行います。 「意欲」…意欲向上のため、集団機能訓練(レクリエーション等)を施設内外で行います。 「環境」…ご利用者様が利用しやすい物的環境を整えます。
6. 相談及び援助	ご利用者様及びそのご家族様の日常生活の悩みや介護サービスについて、ご相談に応じます。

## 6. サービス利用料金

サービス利用料金は、介護保険法で定める指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの基本となる報酬単価をもとに料金が計算されます。

- (1) サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則としてサービス料金の1割～3割(利用者負担額)をお支払い頂きます。
- (2) サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス料金全額(10割)をお支払い頂きます。
- (3) 保険料の滞納等により、サービス料金の1割～3割(利用者負担額)で利用できなくなる場合は、一旦サービス料金全額(10割)をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行しますので、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

### ① 基本料

#### 【認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)】

区分	基本料 (1日)①	単位 単価	サービス 料金	利用者負担額 (1日)			利用者負担額 (30日)		
				1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	749単位	10.14円	7,594円	760円	1,519円	2,279円	22,785円	45,569円	68,354円
要介護1	753単位		7,635円	764円	1,527円	2,291円	22,907円	45,813円	68,719円
要介護2	788単位		7,990円	799円	1,598円	2,397円	23,971円	47,942円	71,913円
要介護3	812単位		8,233円	824円	1,647円	2,470円	24,701円	49,402円	74,103円
要介護4	828単位		8,395円	840円	1,679円	2,519円	25,188円	50,376円	75,564円
要介護5	845単位		8,568円	857円	1,714円	2,571円	25,705円	51,410円	77,115円

#### 【その他基本料】

項目	基本 (1回) ②	単位 単価	サービス 料金	利用者負担額 (1日)		
				1割	2割	3割
入院時費用	246単位	10.14円	2,494円	250円	499円	749円

※ 入院後3カ月以内に退院の見込みがある場合に基本料に代えて一月に6日間算定致します。

※ 月をまたぐ場合には、最大で12日間の算定となります。

【加算 1】

加算項目	基本料 (1回)〇	単位 単価	サービス 料金	利用者 負担額 (1日)			利用者 負担額 (30日)		
				1割	2割	3割	1割	2割	3割
サービス提供 体制加算(Ⅱ)	18単位	10.14円	182円	19円	37円	55円	548円	1,095円	1,643円
初期加算 (ご利用から30日)	30単位		304円	31円	61円	92円	913円	1,826円	2,738円
医療連携体制加算 (Ⅰ)ハ	37単位		375円	38円	75円	113円	1,126円	2,251円	3,377円
若年性認知症 利用者受入加算	120単位		1,216円	122円	244円	365円	3,651円	7,301円	10,952円
認知症専門 ケア加算(Ⅰ)	3単位		30円	3円	6円	9円	92円	183円	274円
退居時相談援助加算	400単位		4,056円	406円	812円	1,217円			
退居時情報提供加算	250単位		2,535円	254円	507円	761円			
振興感染症等 施設療養費	240単位		2,433円	244円	487円	730円			
看取り介護加算 (死亡日以前31日 以上45日以下)	72単位		730円	73円	146円	219円			
看取り介護加算 (死亡日以前4日 以上30日以下)	144単位		1,460円	146円	292円	438円			
看取り介護加算 (死亡日の前日 及び前々日)	680単位		6,895円	690円	1,379円	2,069円			
看取り介護加算 (死亡日)	1,280単位		12,979円	1,298円	2,596円	3,894円			
口腔・栄養 スクリーニング加算	20単位		202円	21円	41円	61円			
科学的介護 推進体制加算	40単位/月		405円	41円	81円	122円			
生産性向上 推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	101円	11円	21円	31円				

- ※ 初期加算は、ご入居中に30日を超える入院があり、再入居される場合にも30日算定致します。
- ※ 退居時相談援助加算は、対象のご利用者様1人につき1回の算定です。
- ※ 退居時情報提供加算は、対象のご利用者様1人につき1回の算定です。
- ※ 振興感染症等施設療養費はご利用者様1人につき月に1回、連続する5日間を限度の算定です。  
現時点において指定されている感染症はありません。
- ※ 看取り介護加算は、お亡くなりになられた日を基準に利用者負担額が変動します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は6ヵ月に1回の算定です。
- ※ 科学的介護推進体制加算は1か月に1回の算定です。
- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は1か月に1回の算定です。

【加算2】

加算項目	基本料（月）A	単位 単価 B	サービス 料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
介護職員処遇改善加算 I	(㊦×利用回数+㊧× 利用回数+㊨×利用回 数)×0.186	10.14円	A×B	A×B ×10%	A×B ×20%	A×B ×30%

※上記利用者負担額は、あくまでも目安の金額です。月の利用日数等により金額の誤差が生じる可能性があります。

※島田市は地域区分が7級地のため、単位単価が10.14円となります。

※利用者負担額の割合については、「介護保険負担割合証」に記載されています。

②介護保険給付対象外サービス費用

項目	利用者負担額 (1日)	利用者負担額 (30日)
家賃	2,100円	63,000円
食材料費	1,800円	54,000円
光熱水費・管理費	950円	28,500円
合計	4,850円	145,500円

③その他の費用

項目	利用者負担額	備考
退居時リフォーム費	35,000円	退居時における居室の消毒及びクリーニング費
通院介助に伴う交通費	1,300円/回	
おむつ代	オムツ 仕入れ値に対して 20%上乗せした金額	諸事情等によりご用意できない場合、左記料金にてご購入頂くことができます。 販売する際はその都度正確な金額をお伝えします。
	リハビリパンツ 仕入れ値に対して 20%上乗せした金額	
	尿とりパット 仕入れ値に対して 20%上乗せした金額	
教養娯楽費	実費	レクリエーション等に要した材料費
理美容代	実費	

※個人でご利用される日常生活用品（ベッドや車椅子等）については、個別にご用意下さい。

※退居時リフォーム費は、ご入居時の最初のご利用料と合わせてご請求させていただきます。

※上記金額のほか、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収致します。

※上記金額は、介護保険法改正や経済状況の著しい変化（物価上昇等）その他やむを得ない事由により、相当な額に変更することがあります。その場合には、事前に変更する事由についてご説明致します。

(4) 医療機関入院中の取扱い

ご利用者が病院または診療所に入院した場合は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを中止した翌日から介護保険サービス費（利用者負担額は1割）は算定されません。但し、家賃、光熱水費・管理費については入院中も費用がかかります。

(5) サービス利用料金のお支払い方法

前記①、②、③の料金・費用については、1ヶ月毎に計算した請求書を翌月15日までに送付しますので、以下のいずれかの方法で27日までにお支払い下さい。

- |  |
|--|
| 1. 現金でのお支払い（当事業所までお願いします）  |
| 2. 下記指定口座へのお振り込み<br>静岡銀行 島田支店 普通預金：0726112<br>一期一会トータルケア株式会社 代表取締役 丹野 啓二 |
| 3. 金融機関口座からの自動引き落とし      ご利用できる金融機関：全ての金融機関                              |

※お振り込みにかかる手数料はご利用者様のご負担となります。

## 7. 協力医療機関及び連携介護施設

医療を必要とする場合には、ご利用者様のご希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、診療を義務付けるものでもありません。）

	協力医療機関	協力歯科医療機関	連携介護施設
名称	島田市立総合医療センター	はたの歯科	複合施設アポロン伊太
所在地	島田市野田 1200 番地の 5	島田市稲荷 4 丁目 6-4	島田市伊太 2170-1
診療科	総合	歯科	
電話番号	0547-35-2111	0547-33-1700	0547-37-7000

## 8. 衛生管理等

当事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。

2. 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
  - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. 非常災害対策

当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回ご利用様及び職員の訓練を行います。

## 10. 業務継続計画

- (1) 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 11. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者様の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、ご家族様に可能

な限り速やかに連絡するとともに主治医等に連絡又は救急搬送要請等必要な措置を講じます。  
※別紙「緊急連絡先一覧表」をご記入頂きます。

## 12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族様、市、関係機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

## 13. 損害賠償について

サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者様の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご利用者様の故意又は重大な過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれている心身の状況から相当と認められた時に限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることが出来るものとします。

## 14. 身体拘束について

原則として、ご利用者様の事由を制限するような身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者様及びご家族様へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 15. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2. 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとします。

## 16. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業者が本サービスに関しご利用者様から取得する個人情報の取扱いは、(別紙1)のとおりです。
- (2) ご利用者様及びご家族様は別紙の内容を確認し、当該個人情報の取り扱いについて同意の上、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用契約書に記名押印して頂きます。

## 17. 相談・苦情対応

ご利用者様及びそのご家族様からの相談、苦情に対する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する要望、苦情に対し迅速に対応します。

当事業所の 相談・苦情窓口	解決責任者	丹野 啓二（事業者代表） 大久保 武明（事業者介護統括マネージャー）	
	窓口担当者	森下 友哉（管理者）	
	電 話	0 5 4 7 - 5 4 - 4 1 2 4	
	F A X	0 5 4 7 - 5 4 - 4 1 3 4	
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
外部苦情 申し立て機関	島田市 市民福祉部 長寿介護課	所 在 地	島田市中心中央町 1-1
		電話番号	0 5 4 7 - 3 4 - 3 2 9 4
		F A X	0 5 4 7 - 3 7 - 8 2 0 0
	静岡県国民健康保険 団体連合会	所 在 地	静岡市葵区春日 2 丁目 4-34
	電話番号	0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0	
	F A X	0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 8 9	

## 18. 運営推進会議の設置

当事業所では、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため下記の通り運営推進会議を設置しています。

構成	ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、市職員等、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者
開催	おおむね2カ月に1回
会議録	内容、評価、要望、助言等について記録し公表します。

## 19. サービス（施設）利用に当たっての留意事項

- (1) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- (2) 喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。
- (3) 飲酒は許可された時以外はお断りします。
- (4) 施設内へのペットの持ち込みは原則禁止です。
- (5) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用様の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- (6) 来訪者は、必ずその都度職員にお声かけ頂き面会簿にご記入ください。また、宿泊を希望される場合には、必ず許可を得て下さい。
- (7) 所持品の管理については、保険証（介護保険証及び医療保険証）以外は自己管理となりますので、記名をお願いします。また、現金につきましては、事業所での管理は致しかねますので、原則お持ちにならないようにお願いします。自己管理できる方は、お小遣い程度は構いませんが、紛失した場合の責任は負いかねます。
- (8) 職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼす様な宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はご遠慮下さい。



## 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業者及び職員は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
- (2) 事業者は、ご利用者様及びご家族様から文書で同意を得ない限り、第三者に対し、ご利用者様及びご家族様の個人情報を提供致しません。
- (3) 事業者は、個人情報の保護に関する法律その他関連法規、介護保険法等の趣旨のもと、個人情報保護に関する基本方針を定め、ご利用者様及びご家族様の個人情報を、下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供又は収集致します。

### 【個人情報の利用目的】

#### 1. 事業所内部での利用目的

- ① 事業所がご利用者様に提供する介護サービス
- ② 提供したサービスに関する請求業務等の介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に関わる事業所の管理運営業務
  - ・利用開始終了の管理
  - ・会計及び経理
  - ・事故及び緊急時等の報告
  - ・事業所ご利用者様への介護サービスの向上
  - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・事業所等において行われる学生等の実習への協力
  - ・事業所等において行われる職員研修における事例検討及び研究等

#### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所がご利用者様に提供する介護サービス
  - ・ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会
  - ・主治医の意見・助言を必要とする場合
  - ・ご家族様へご利用者様の心身の状況や利用状況に関する報告
- ② 提供したサービスに関する請求業務等の介護保険事務
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 介護サービスの利用に関わる事業所の管理運営業務
  - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
  - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

※ なお、あらかじめご利用者様ご本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

# 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 グループホーム一期一会のえにし 利用契約書

\_\_\_\_\_ 殿（以下「利用者」という。）と一期一会トータルケア株式会社（以下「事業者」という。）は、事業者の運営するグループホーム一期一会のえにし（以下「事業所」という。）が利用者に対して提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて、次の通り契約します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の有する能力に応じ、自立支援介護理論を踏まえた生活機能訓練及び日常生活上の支援を（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という。）に基づいて行い、心身機能の向上及び維持を目的とした（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供し、利用者は事業者に対し、その介護サービスに対する料金を支払います。

## （契約の期間及び満了）

第2条 この契約期間は、契約締結の日から利用者の要支援または要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了の30日以上前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## （ケアプランの作成等）

第3条 事業者は、次の事項に留意し、ケアプランを作成します。

- （1） 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及びその家族と事業所職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランを速やかに作成します。
- （2） 事業者は、ケアプラン作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じてケアプランを変更します。
- （3） 利用者及びその家族は、事業者に対し、いつでもケアプランの内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき、及び利用者及びその家族の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うようにケアプランの変更を行います。
- （4） ケアプランの作成及び変更については、その内容を説明し、文書をもって同意を得たうえで交付します。

## （介護サービスの内容）

第4条 事業者は、介護保険法令の定める必要な援助を、第3条により作成されるケアプランに沿って、適切な介護サービスを提供します。

- 2 利用者が利用できる介護サービスは、別紙「重要事項説明書」の通りです。事業者はその内容を利用者及びその家族に説明し、文書をもって同意を得ます。
- 3 利用者は、介護サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。
- 4 原則として、利用者の事由を制限するような身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ます。

## （要支援及び要介護認定に係る援助）

第5条 事業者は、利用者が要支援及び要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を支援します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要支援及び要介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

(介護サービス提供の記録)

第6条 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保管します。

2 利用者及びその家族は、事業所にて当該利用者に関する第1項の介護サービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項の介護サービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることができます。

(利用料金)

第7条 利用者は第4条に定める介護サービスについて、別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額(月額)を事業者に支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。

3 利用者は、料金の合計額を請求書が届いた月の27日までに事業者が指定する方法(別紙「重要事項説明書」参照)で支払います。

4 事業者は、利用者の支払いが確認できた場合は、利用者に対し領収書を発行します。

(利用料金の変更)

第8条 事業者は、第7条第1項に定める利用料金について、介護保険法改正や経済状況の著しい変化(物価上昇等)その他やむを得ない事由がある場合、利用者及びその家族に1ヶ月前までに説明をした上で、当該利用料金を変更することができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙「重要事項説明書」を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく介護サービスを提供しない場合

(2) 事業者が守秘義務に反した場合

(3) 事業者が利用者及びその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(4) 事業者が破産した場合

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、14日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 利用者の介護サービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合

(2) 利用者が、事業者や事業所職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が他の介護保険施設に入所または入院した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、要支援1または非該当と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(4) 1ヶ月以上の病院への入院が必要な状態になった場合

(5) 他の入居者と共同生活を営むことが困難な状態になった場合

(身元引受人)

第10条 事業者は、利用者に対し身元引受人を求めます。

2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履

行する責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること
- (2) 契約解除または契約の終了の場合、予め退居先が決まっている場合を除き、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること
- (3) 利用者が死亡した場合の慰留金品の整理その他必要な措置をなすこと

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業所職員は、介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

- 2 事業者は、利用者及びその家族から文書で同意を得ない限り、第三者に対し、利用者及びその家族の個人情報を提供しません。但し、利用者の健康状態が急変し、緊急やむを得ない場合については、医療機関等に介護記録等の情報を提供します。

(損害賠償の責任)

第12条 事業者は、介護サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。但し、利用者の故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとします。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに主治医等に連絡又は救急搬送要請等必要な措置を講じます。

(相談・苦情対応)

第14条 事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備又は介護サービスに関する利用者及びその家族の要望、苦情に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

グループホーム一期一会のえにしのサービスを利用するにあたり、重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明し、本契約の締結に合意します。

<事業者>

所在地 静岡県島田市牛尾628-5  
名称 一期一会トータルケア株式会社

代表者 代表取締役 丹野 啓二 ⑩

所在地 静岡県島田市向谷4丁目1008番地の1  
名称 グループホーム一期一会のえにし

説明者 管理者 森下 友哉 ⑩

私は、グループホーム一期一会のえにしのサービスを利用するにあたり、重要事項及び個人情報の取り扱いの説明を受け、本契約の締結に合意します。

<利用者>

住所

氏名 ⑩

<利用者代理人>

住所

氏名 ⑩

(続柄 \_\_\_\_\_)

<身元引受人>

住所

氏名 ⑩

(続柄 \_\_\_\_\_)